

令和8年逗子市教育委員会3月定例会会議日程

令和8年3月25日（水）

午後2時30分

逗子市役所5階第3会議室

日程第1 1月定例会会議録の承認について

日程第2 教育長報告事項について

日程第3 報告第3号 県費負担教職員の任免内申について【非公開】

日程第4 議案第4号 逗子市教育委員会事務分掌規則の一部改正について

日程第5 議案第5号 事務の委任及び補助執行について

日程第6 議案第6号 逗子市立学校の教員の業務量管理・健康確保措置実施計画の  
策定について

日程第7 その他

- ・逗子市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について
- ・令和7年度逗子市スポーツ功労者表彰について
- ・お楽しみ給食について
- ・居場所づくりの進捗について
- ・コミュニティ・スクールの進捗について
- ・学校教育総合プラン懇話会について

令和8年逗子市教育委員会3月定例会教育長報告事項

- 1 逗子市教育委員会児童生徒表彰について 2月28日(土)
- 2 令和7年度小・中学校卒業式について 3月11日(水)、3月19日(木)
- 3 令和8年逗子市議会第1回定例会について 2月5日(木)～2月27日(金)

報告第3号

県費負担教職員の任免の内申について

県費負担教職員の任免の内申について緊急を要したため、逗子市教育委員会教育長に委任する事務等に関する規則（昭和60年逗子市教育委員会規則第3号）第3条第1項の規定に基づき、別紙のとおり教育長の臨時代理により行ったので、同条第2項の規定に基づき報告し、承認を求める。

令和8年3月25日提出

逗子市教育委員会  
教育長 大河内 誠

秘密会予定案件につき、別紙は、当日配付します。

議案第4号

逗子市教育委員会事務分掌規則の一部改正について

逗子市教育委員会事務分掌規則の一部を次のように改正する。

令和8年3月25日提出

逗子市教育委員会  
教育長 大河内 誠

逗子市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則

逗子市教育委員会事務分掌規則（平成29年逗子市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第3条中「予防接種（）」の次に「妊婦及び」を加える。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

逗子市教育委員会事務分掌規則(平成29年逗子市教育委員会規則第3号)新旧対照表

現行	改正後(案)
<p>逗子市教育委員会事務分掌規則</p> <p style="text-align: right;">平成29年3月23日</p> <p style="text-align: center;">逗子市教育委員会規則第3号</p> <p>逗子市教育委員会事務分掌規則(平成21年逗子市教育委員会規則第2号)の全部を改正する。</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、逗子市教育委員会(以下「委員会」という。)の権限に属する事務の分掌について必要な事項を定める。</p> <p>(部、課及び係の設置)</p> <p>第2条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第17条第2項に規定する事務局(以下「事務局」という。)に次の部、課及び係を置く。</p> <p>教育部</p> <p style="padding-left: 2em;">教育総務課 教育総務係</p> <p style="padding-left: 2em;">社会教育課 社会教育係 文化財保護係</p> <p style="padding-left: 2em;">学校教育課 学校教育係</p> <p style="padding-left: 2em;">子育て支援課 子育て支援係 青少年育成係</p> <p style="padding-left: 2em;">保育課 保育係</p>	<p>逗子市教育委員会事務分掌規則</p> <p style="text-align: right;">平成29年3月23日</p> <p style="text-align: center;">逗子市教育委員会規則第3号</p> <p>逗子市教育委員会事務分掌規則(平成21年逗子市教育委員会規則第2号)の全部を改正する。</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(部、課及び係の設置)</p> <p>第2条 (略)</p>

(事務分掌)

第3条 前条に規定する課及び係の事務分掌は、次のとおりとする。

教育総務課

教育総務係

- (1) 委員会の会議に関する事。
- (2) 委員会の交際、儀式及び表彰に関する事。
- (3) 教育行政施策の企画及び調整に関する事。
- (4) 教育行政施策の資料の収集及び整備に関する事。
- (5) 教育行政に関する相談に関する事。
- (6) 事務局及び学校その他の教育機関の職員(県費負担教職員を除く。)の任免、給与その他人事に関する事。
- (7) 事務局及び学校その他の教育機関の職員(県費負担教職員を除く。)の研修及び福利厚生に関する事。
- (8) 公印の管理に関する事。
- (9) 文書の管理に関する事。
- (10) 規則、規程の制定及び改廃に関する事。
- (11) 委員会の所管に属する予算の総括調整に関する事。
- (12) 教育に関する各種統計及び広報に関する事。
- (13) 学校の教材、教具及び備品の整備に関する事。
- (14) 学校教育施設の整備計画に関する事。
- (15) 教育財産の取得及び処分申出に関する事。

(事務分掌)

第3条 前条に規定する課及び係の事務分掌は、次のとおりとする。

教育総務課

教育総務係

- (1) 委員会の会議に関する事。
- (2) 委員会の交際、儀式及び表彰に関する事。
- (3) 教育行政施策の企画及び調整に関する事。
- (4) 教育行政施策の資料の収集及び整備に関する事。
- (5) 教育行政に関する相談に関する事。
- (6) 事務局及び学校その他の教育機関の職員(県費負担教職員を除く。)の任免、給与その他人事に関する事。
- (7) 事務局及び学校その他の教育機関の職員(県費負担教職員を除く。)の研修及び福利厚生に関する事。
- (8) 公印の管理に関する事。
- (9) 文書の管理に関する事。
- (10) 規則、規程の制定及び改廃に関する事。
- (11) 委員会の所管に属する予算の総括調整に関する事。
- (12) 教育に関する各種統計及び広報に関する事。
- (13) 学校の教材、教具及び備品の整備に関する事。
- (14) 学校教育施設の整備計画に関する事。
- (15) 教育財産の取得及び処分申出に関する事。

- (16) 学校施設の整備及び維持管理に関すること。
- (17) 市長の補助機関である職員へ補助執行させた事務に関すること。
- (18) 法第1条の3に規定する教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱に関すること。
- (19) 法第1条の4に規定する総合教育会議に関すること。
- (20) 委員会の庶務に関すること。

#### 社会教育課

##### 社会教育係

- (1) 社会教育委員に関すること。
- (2) 成人教育に関すること。
- (3) 人権教育に関すること。
- (4) 社会教育施設の整備計画に関すること。
- (5) 市立学校施設の開放に関すること。
- (6) その他社会教育に関すること。

##### 文化財保護係

- (1) 文化財保護委員会に関すること。
- (2) 文化財の調査及び記録に関すること。
- (3) 文化財の指定及び保存に関すること。
- (4) 文化財資料の収集及び利用に関すること。
- (5) 逗子市池子遺跡群資料館の管理運営に関すること。

- (16) 学校施設の整備及び維持管理に関すること。
- (17) 市長の補助機関である職員へ補助執行させた事務に関すること。
- (18) 法第1条の3に規定する教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱に関すること。
- (19) 法第1条の4に規定する総合教育会議に関すること。
- (20) 委員会の庶務に関すること。

#### 社会教育課

##### 社会教育係

- (1) 社会教育委員に関すること。
- (2) 成人教育に関すること。
- (3) 人権教育に関すること。
- (4) 社会教育施設の整備計画に関すること。
- (5) 市立学校施設の開放に関すること。
- (6) その他社会教育に関すること。

##### 文化財保護係

- (1) 文化財保護委員会に関すること。
- (2) 文化財の調査及び記録に関すること。
- (3) 文化財の指定及び保存に関すること。
- (4) 文化財資料の収集及び利用に関すること。
- (5) 逗子市池子遺跡群資料館の管理運営に関すること。

- (6) 市史の編さんに関する事。
- (7) その他文化財保護に関する事。

#### 学校教育課

##### 学校教育係

- (1) 学校の組織及び学級編制に関する事。
- (2) 通学区域の設定及び改廃に関する事。
- (3) 児童、生徒の就学及び転入学に関する事。
- (4) 児童、生徒の就学援助に関する事。
- (5) 教科書の採択その他教材の取扱いに関する事。
- (6) 逗子市奨学金に関する事。
- (7) 教育課程、学校経営及び学習指導に関する事。
- (8) 児童、生徒の指導に関する事。
- (9) 特別支援教育に関する事。
- (10) 国際教育に関する事。
- (11) 学校の保健及び安全の指導に関する事。
- (12) 児童、生徒の健康管理に関する事。
- (13) 学校事故見舞金に関する事。
- (14) 学校給食の実施に関する事。
- (15) 学校給食設備の整備及び維持管理に関する事。
- (16) 学校における食育の指導に関する事。

- (6) 市史の編さんに関する事。
- (7) その他文化財保護に関する事。

#### 学校教育課

##### 学校教育係

- (1) 学校の組織及び学級編制に関する事。
- (2) 通学区域の設定及び改廃に関する事。
- (3) 児童、生徒の就学及び転入学に関する事。
- (4) 児童、生徒の就学援助に関する事。
- (5) 教科書の採択その他教材の取扱いに関する事。
- (6) 逗子市奨学金に関する事。
- (7) 教育課程、学校経営及び学習指導に関する事。
- (8) 児童、生徒の指導に関する事。
- (9) 特別支援教育に関する事。
- (10) 国際教育に関する事。
- (11) 学校の保健及び安全の指導に関する事。
- (12) 児童、生徒の健康管理に関する事。
- (13) 学校事故見舞金に関する事。
- (14) 学校給食の実施に関する事。
- (15) 学校給食設備の整備及び維持管理に関する事。
- (16) 学校における食育の指導に関する事。

- (17) 県費負担教職員の服務監督及び人事の内申に関する事。
- (18) 県費負担教職員の研修に関する事。
- (19) 県費負担教職員の福利厚生に関する事。
- (20) 県費負担教職員の健康管理に関する事。
- (21) 学校評議員に関する事。
- (22) 学校運営協議会に関する事。
- (23) いじめ問題対策連絡協議会に関する事。
- (24) いじめ問題調査委員会に関する事。
- (25) その他学校教育に関する事。

#### 子育て支援課

##### 子育て支援係

- (1) 子ども・子育て支援政策、母子保健政策の総合的企画、調整及び推進に関する事。
- (2) 子ども・子育て会議に関する事。
- (3) 子育て支援センター及びファミリー・サポート・センター事業に関する事。
- (4) こども家庭センターの運営に関する事。
- (5) 要保護児童援助ネットワーク会議に関する事。
- (6) 児童の相談及び養育の支援に関する事。
- (7) 児童手当に関する事。
- (8) 児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関する事。

- (17) 県費負担教職員の服務監督及び人事の内申に関する事。
- (18) 県費負担教職員の研修に関する事。
- (19) 県費負担教職員の福利厚生に関する事。
- (20) 県費負担教職員の健康管理に関する事。
- (21) 学校評議員に関する事。
- (22) 学校運営協議会に関する事。
- (23) いじめ問題対策連絡協議会に関する事。
- (24) いじめ問題調査委員会に関する事。
- (25) その他学校教育に関する事。

#### 子育て支援課

##### 子育て支援係

- (1) 子ども・子育て支援政策、母子保健政策の総合的企画、調整及び推進に関する事。
- (2) 子ども・子育て会議に関する事。
- (3) 子育て支援センター及びファミリー・サポート・センター事業に関する事。
- (4) こども家庭センターの運営に関する事。
- (5) 要保護児童援助ネットワーク会議に関する事。
- (6) 児童の相談及び養育の支援に関する事。
- (7) 児童手当に関する事。
- (8) 児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関する事。

- (9) 小児医療費の助成に関する事。
- (10) ひとり親家庭等医療費の助成に関する事。
- (11) 養育医療費助成に関する事。
- (12) ひとり親家庭の相談及び支援に関する事。
- (13) 母子及び父子並びに寡婦の自立支援に関する事。
- (14) その他児童福祉に関する事。
- (15) 予防接種(\_\_\_\_\_18歳以下の者に限る。)に関する事。
- (16) 母子保健(母子保健システムを含む。)に関する事。
- (17) 妊婦、乳幼児等の健診に関する事。
- (18) 妊産婦及び乳幼児に関する健康教室、健康相談及び訪問指導に関する事。

#### 青少年育成係

- (1) 青少年教育に関する事。
- (2) 青少年の育成及び社会活動の支援に関する事。
- (3) 青少年問題協議会に関する事。
- (4) 青少年関係機関及び団体との連絡調整に関する事。
- (5) 成人の日の式典に関する事。
- (6) 児童青少年等の居場所づくりに関する事。
- (7) ふれあいスクールに関する事。
- (8) 第5条に規定する体験学習施設(以下同じ。)の事業の企画運営に関する事。

- (9) 小児医療費の助成に関する事。
- (10) ひとり親家庭等医療費の助成に関する事。
- (11) 養育医療費助成に関する事。
- (12) ひとり親家庭の相談及び支援に関する事。
- (13) 母子及び父子並びに寡婦の自立支援に関する事。
- (14) その他児童福祉に関する事。
- (15) 予防接種(妊婦及び18歳以下の者に限る。)に関する事。
- (16) 母子保健(母子保健システムを含む。)に関する事。
- (17) 妊婦、乳幼児等の健診に関する事。
- (18) 妊産婦及び乳幼児に関する健康教室、健康相談及び訪問指導に関する事。

#### 青少年育成係

- (1) 青少年教育に関する事。
- (2) 青少年の育成及び社会活動の支援に関する事。
- (3) 青少年問題協議会に関する事。
- (4) 青少年関係機関及び団体との連絡調整に関する事。
- (5) 成人の日の式典に関する事。
- (6) 児童青少年等の居場所づくりに関する事。
- (7) ふれあいスクールに関する事。
- (8) 第5条に規定する体験学習施設(以下同じ。)の事業の企画運営に関する事。

- (9) 体験学習施設の維持管理に関すること。
- (10) 体験学習施設の使用許可及び使用料に関すること。
- (11) 体験学習施設に係る文書の收受及び発送に関すること。
- (12) その他体験学習施設の運営に関すること。

#### 保育課

##### 保育係

- (1) 就学前児童の教育・保育の必要性の認定及び給付に関すること。
- (2) 保育を必要とする子どもの利用調整に関すること。
- (3) 教育・保育施設及び地域型保育並びに事業者の確認及び認可に関すること。
- (4) 教育・保育施設及び地域型保育並びに事業者の指導及び援助に関すること。
- (5) 保育料の決定及び徴収に関すること。
- (6) 幼児教育・保育の無償化に関すること。
- (7) 保育所の給食の栄養管理に関すること。
- (8) 保育所入所措置に関すること。
- (9) 放課後児童健全育成事業に関すること。
- (10) 逗子市放課後児童クラブ条例(平成23年逗子市条例第27号)により設置された放課後児童クラブ(以下「放課後児童クラブ」という。)の運営に関すること。

- (9) 体験学習施設の維持管理に関すること。
- (10) 体験学習施設の使用許可及び使用料に関すること。
- (11) 体験学習施設に係る文書の收受及び発送に関すること。
- (12) その他体験学習施設の運営に関すること。

#### 保育課

##### 保育係

- (1) 就学前児童の教育・保育の必要性の認定及び給付に関すること。
- (2) 保育を必要とする子どもの利用調整に関すること。
- (3) 教育・保育施設及び地域型保育並びに事業者の確認及び認可に関すること。
- (4) 教育・保育施設及び地域型保育並びに事業者の指導及び援助に関すること。
- (5) 保育料の決定及び徴収に関すること。
- (6) 幼児教育・保育の無償化に関すること。
- (7) 保育所の給食の栄養管理に関すること。
- (8) 保育所入所措置に関すること。
- (9) 放課後児童健全育成事業に関すること。
- (10) 逗子市放課後児童クラブ条例(平成23年逗子市条例第27号)により設置された放課後児童クラブ(以下「放課後児童クラブ」という。)の運営に関すること。

(11) 放課後児童クラブの利用決定に関する事

(12) 私立幼稚園の支援に関する事

(図書館)

第4条 逗子市立図書館条例(平成16年逗子市条例第16号)により設置された図書館は、教育部に属する。

2 図書館の事務分掌は、次のとおりとする。

(1) 図書館活動の計画に関する事

(2) 図書館資料の選定、整備及び保管に関する事

(3) 図書館資料の閲覧及び貸出しに関する事

(4) 読書会、鑑賞会、研究会及び資料展等を主催し、又は奨励に関する事

(5) 図書館の整備及び維持管理に関する事

(6) 図書館に係る文書の收受及び発送に関する事

(7) 図書館協議会に関する事

(8) その他図書館の運営に関する事

(体験学習施設)

第5条 逗子市都市公園条例(昭和49年逗子市条例第13号)により設置された体験学習施設は、教育部子育て支援課に属する。

(保育所)

第6条 逗子市保育所条例(昭和27年逗子市条例第6号)により設置された保育所は、教育部保育課に属する。

(11) 放課後児童クラブの利用決定に関する事

(12) 私立幼稚園の支援に関する事

(図書館)

第4条 (略)

(体験学習施設)

第5条 (略)

(保育所)

第6条 (略)

2 保育所の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 入所児童の保育に関すること。
- (2) 入所児童の保護者との相談及び連絡に関すること。
- (3) 地域の乳幼児の育児等の相談及び支援に関すること。
- (4) 世代間交流に関すること。
- (5) その他保育所の運営管理に関すること。

(療育教育総合センター)

第7条 療育と教育との連携及び支援教育の充実等を併せて推進するため、療育教育総合センターを逗子市桜山5丁目20番29号に設置する。

2 療育教育総合センターは、教育部に属する。

3 療育教育総合センターに、次に掲げる係を置く。

- (1) 逗子市こども発達支援センター条例(平成28年逗子市条例第23号)により設置されたこども発達支援センター
- (2) 逗子市教育研究相談センター条例(昭和59年逗子市条例第8号)により設置された教育研究相談センター

4 前項の係の事務分掌は、次のとおりとする。

こども発達支援センター

- (1) こどもの発達に係る相談、支援、指導等療育に関すること。
- (2) こども発達支援センターの維持管理に関すること。
- (3) こども発達支援センターに係る文書の收受及び発送に関すること。

(療育教育総合センター)

第7条 (略)

- (4) その他こども発達支援センターの運営に関する事。

教育研究相談センター

- (1) 教育に関する専門的及び技術的事項の調査研究に関する事。
- (2) 教育に関する図書、資料の収集及び整備に関する事。
- (3) 県費負担教職員の研修講座の実施に関する事。
- (4) 各種の教育相談に関する事。
- (5) 学校生活への適応指導に関する事。
- (6) 教育研究相談センターの整備及び維持管理に関する事。
- (7) 教育研究相談センターに係る文書の收受及び発送に関する事。

(主管事務の決定)

第8条 2以上の課(図書館及び療育教育総合センターを含む。以下同じ。)に関連する事務は、その関係の比較的深い課が主管し、主管の明確でない事務については、教育長が指定する。

(臨時又は特別の事務の処理)

第9条 臨時又は特別の事務で繁忙かつ緊急の場合は、教育長は課を指定し、相互に援助させて、これを処理させることができる。

(職の設置及び職務権限)

第10条 第2条に規定する教育部(以下「部」という。)に部長及び次長を、課に課長、館長又はセンター長(療育教育総合センターに限る。)(以下「課長」という。)を、係に係長、施設長、園長、センター長(こども発達支援センターに限る。)又は所長を置く。

(主管事務の決定)

第8条 (略)

(臨時又は特別の事務の処理)

第9条 (略)

(職の設置及び職務権限)

第10条 (略)

- 2 委員会は、必要と認めるときは、前項に規定する職のほか、部に担当部長を、課に担当課長若しくは課長補佐、館長補佐若しくはセンター長補佐(療育教育総合センターに限る。)(以下「課長補佐」という。)又は副主幹を置くことができる。
- 3 部長は、教育長を補佐し、教育長の命を受けて部の事務を統括管理し、所属職員を指揮監督する。ただし、部長決裁を超える予算の執行及び事務の委任及び補助執行について(平成21年逗子市告示第52号)第1条第2項に基づき補助執行する事務については、教育長と合議等を行い、執行するものとする。
- 4 担当部長は、教育長を補佐し、教育長の命を受けて部の特定の事務を統括管理し、所属職員を指揮監督する。ただし、部長決裁を超える予算の執行及び事務の委任及び補助執行について第1条第2項に基づき補助執行する事務については、教育長と合議等を行い、執行するものとする。
- 5 次長は、部長を補佐し、部の事務を掌理するとともに所属職員を指揮監督する。
- 6 課長は、上司の命を受けて課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 7 担当課長は、上司の命を受けて課の特定の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 8 課長補佐は、課長を補佐し、課の事務を掌理するとともに所属職員を指揮監督する。
- 9 副主幹は、上司の命を受けて課の事務を掌理する。

10 係長は、上司の命を受けて係の事務を処理する。

第11条 委員会は、必要と認めるときは、前条に規定する職のほか、部の外に理事を、部又は部の外に参事を、課に主幹を、課又は係に専任主査を置くことができる。

2 理事は、上司の命を受けて特に重要困難な特定の事務を掌理する。

3 参事は、上司の命を受けて特に重要な特定の事務を掌理する。

4 主幹は、上司の命を受けて課の特定の事務を掌理する。

5 専任主査は、上司の命を受けて課又は係の特定の事務を処理する。

(専門的教育職員の職の設置)

第12条 専門的教育職員として学校教育課及び療育教育総合センターに指導主事、社会教育課に社会教育主事を置く。

(事務の代理)

第13条 部長に事故があるときは次長が、次長に事故があるときは主管の課長が、課長に事故があるときは主管の係長若しくは専任主査(課長補佐又は副主幹を置く課にあっては課長補佐又は副主幹)若しくは上席の所属職員が、係長又は専任主査に事故があるときは上席の所属職員がその職務を代理する。

(事務分担)

第14条 課長は、所属職員の事務分担を定め、教育総務課長に報告しなければならない。

(職員の任免等)

第11条 (略)

(専門的教育職員の職の設置)

第12条 (略)

(事務の代理)

第13条 (略)

(事務分担)

第14条 (略)

(職員の任免等)

第15条 この規則に定めるもののほか、職員の任免、服務、分限、給与その他事務処理については、市長が定めた規則及び規程を準用する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(職務権限の特例)

2 担当部長にあつては、第10条第2項の規定にかかわらず、同条第1項の部長とみなす。

3 担当課長にあつては、第10条第2項の規定にかかわらず、同条第1項の課長とみなす。

第15条 (略)

附 則

(施行期日)

1 (略)

(職務権限の特例)

2 (略)

3 (略)

議案第 5 号

事務の委任及び補助執行について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条の 2 の規定に基づき、別添のとおり市長から協議を求められ、原案を了承する旨回答するもの。

令和 8 年 3 月 25 日提出

逗子市教育委員会  
教育長 大河内 誠



7 逗 総 発 第 5 3 号

2026年（令和8年）3月23日

逗子市教育委員会

教育長 大河内 誠 様

逗子市長 桐ヶ谷



事務の委任及び補助執行について（協議）

このことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき、別紙のとおり協議いただきますようお願いいたします。

（事務担当：総務部総務課）

事務の委任及び補助執行についての一部改正（案）

事務の委任及び補助執行について（平成21年逗子市告示第52号）の一部を次のように改正する。

別表第1 教育委員会事務局に属する職員及び教育委員会の管理に属する教育機関の職員の項事務の区分の欄第17号中「予防接種（）」の次に「妊婦及び」を加える。

附 則

この事務の委任及び補助執行についての規定は、令和8年4月1日から施行する。

事務の委任及び補助執行について(平成21年逗子市告示第52号)新旧対照表

現行	改正後(案)	備考
<p>事務の委任及び補助執行について</p> <p>平成21年4月1日 逗子市告示第52号</p> <p>地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の2及び第180条の7の規定に基づく事務の委任及び補助執行について、逗子市長と逗子市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の協議により次のとおり定める。</p> <p>(市長の権限に属する事務の委任及び補助執行)</p> <p>第1条 市長は、その権限に属する事務のうち、次に掲げる事務を教育委員会に委任する。</p> <p>(1) 市史の編さんに関すること。</p> <p>(2) 教育委員会の所管に属する公の施設の使用料の徴収及び減免に関すること。</p> <p>(3) 学校評議員に関すること。</p> <p>2 市長は、その権限に属する事務のうち、別表第1の右欄に掲げる事務を教育委員会の補助機関である同表の左欄に掲げる職員に補助執行させるものとする。</p> <p>3 前項の規定により補助執行させる事務の決裁については、逗子市事務決裁規程(平成21年逗子市訓令第6号)の規定を準用する。</p> <p>(教育委員会の権限に属する事務の補助執行)</p> <p>第2条 教育委員会は、その権限に属する事務のうち、別表第2の右欄に掲げる事務を市長の補助機関である同表の左欄に掲げる職員に補助執行させるものとする。</p>	<p>事務の委任及び補助執行について</p> <p>平成21年4月1日 逗子市告示第52号</p> <p>地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の2及び第180条の7の規定に基づく事務の委任及び補助執行について、逗子市長と逗子市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の協議により次のとおり定める。</p> <p>(市長の権限に属する事務の委任及び補助執行)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(教育委員会の権限に属する事務の補助執行)</p> <p>第2条 (略)</p>	

2 前項の規定により補助執行させる事務の決裁については、逗子市教育委員会事務決裁規程(平成4年逗子市教育委員会訓令第1号)の規定を準用する。

附 則

この事務の委任及び補助執行についての規定は、平成21年4月1日から適用する。

別表第1(第1条関係)

補助執行させる職員	事務の区分
教育委員会事務局に属する職員及び教育委員会の管理に属する教育機関の職員	(1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第1条の3に規定する教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱に関すること。 (2) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4に規定する総合教育会議に関すること。 (3) 子ども・子育て支援政策、母子保健政策の総合的企画、調整及び推進に関すること。 (4) 子ども・子育て会議に関すること。 (5) 子育て支援センター及びファミリー・サポート・センター事業に関すること。 (6) こども家庭センターの運営に関すること。 (7) 要保護児童援助ネットワーク会議に関すること。 (8) 児童の相談及び養育の支援に関すること。 (9) 児童手当に関すること。

附 則

(略)

別表第1(第1条関係)

補助執行させる職員	事務の区分
教育委員会事務局に属する職員及び教育委員会の管理に属する教育機関の職員	(1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第1条の3に規定する教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱に関すること。 (2) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4に規定する総合教育会議に関すること。 (3) 子ども・子育て支援政策、母子保健政策の総合的企画、調整及び推進に関すること。 (4) 子ども・子育て会議に関すること。 (5) 子育て支援センター及びファミリー・サポート・センター事業に関すること。 (6) こども家庭センターの運営に関すること。 (7) 要保護児童援助ネットワーク会議に関すること。 (8) 児童の相談及び養育の支援に関すること。 (9) 児童手当に関すること。

- (10) 児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関すること。
- (11) 小児医療費の助成に関すること。
- (12) ひとり親家庭等医療費の助成に関すること。
- (13) 養育医療費助成に関すること。
- (14) ひとり親家庭の相談及び支援に関すること。
- (15) 母子及び父子並びに寡婦の自立支援に関すること。
- (16) その他児童福祉に関すること。
- (17) 予防接種(\_\_\_\_\_18歳以下の者に限る。)に関すること。
- (18) 母子保健(母子保健システムを含む。)に関すること。
- (19) 妊婦、乳幼児等の健診に関すること。
- (20) 妊産婦及び乳幼児に関する健康教室、健康相談及び訪問指導に関すること。
- (21) 青少年の育成及び社会活動の支援に関すること。
- (22) 青少年問題協議会に関すること。
- (23) 成人の日の式典に関すること。
- (24) 児童青少年等の居場所づくりに関すること。
- (25) ふれあいスクールに関すること。
- (26) 体験学習施設の事業の企画運営に関すること。

- (10) 児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関すること。
- (11) 小児医療費の助成に関すること。
- (12) ひとり親家庭等医療費の助成に関すること。
- (13) 養育医療費助成に関すること。
- (14) ひとり親家庭の相談及び支援に関すること。
- (15) 母子及び父子並びに寡婦の自立支援に関すること。
- (16) その他児童福祉に関すること。
- (17) 予防接種(妊婦及び18歳以下の者に限る。)に関すること。
- (18) 母子保健(母子保健システムを含む。)に関すること。
- (19) 妊婦、乳幼児等の健診に関すること。
- (20) 妊産婦及び乳幼児に関する健康教室、健康相談及び訪問指導に関すること。
- (21) 青少年の育成及び社会活動の支援に関すること。
- (22) 青少年問題協議会に関すること。
- (23) 成人の日の式典に関すること。
- (24) 児童青少年等の居場所づくりに関すること。
- (25) ふれあいスクールに関すること。
- (26) 体験学習施設の事業の企画運営に関すること。

**【子育て支援課】**  
 (子育て支援係)  
 予防接種法の改正に伴い、妊婦へのRSウイルスワクチンが定期接種となるため。

- (27) 体験学習施設の維持管理に関する事。
- (28) 体験学習施設の使用許可及び使用料に関する事。
- (29) 体験学習施設に係る文書の收受及び発送に関する事。
- (30) その他体験学習施設の運営に関する事。
- (31) 就学前児童の教育・保育の必要性の認定及び給付に関する事。
- (32) 保育を必要とする子どもの利用調整に関する事。
- (33) 教育・保育施設及び地域型保育並びに事業者の確認及び認可に関する事。
- (34) 教育・保育施設及び地域型保育並びに事業者の指導及び援助に関する事。
- (35) 保育料の決定及び徴収に関する事。
- (36) 幼児教育・保育の無償化に関する事。
- (37) 保育所の給食の栄養管理に関する事。
- (38) 保育所入所措置に関する事。
- (39) 放課後児童健全育成事業に関する事。
- (40) 逗子市放課後児童クラブ条例(平成23年逗子市条例第27号)により設置された放課後児童クラブ(以下「放課後児童クラブ」という。)の運営に関する事。
- (41) 放課後児童クラブの利用決定に関する事。
- (42) 私立幼稚園の支援に関する事。

- (27) 体験学習施設の維持管理に関する事。
- (28) 体験学習施設の使用許可及び使用料に関する事。
- (29) 体験学習施設に係る文書の收受及び発送に関する事。
- (30) その他体験学習施設の運営に関する事。
- (31) 就学前児童の教育・保育の必要性の認定及び給付に関する事。
- (32) 保育を必要とする子どもの利用調整に関する事。
- (33) 教育・保育施設及び地域型保育並びに事業者の確認及び認可に関する事。
- (34) 教育・保育施設及び地域型保育並びに事業者の指導及び援助に関する事。
- (35) 保育料の決定及び徴収に関する事。
- (36) 幼児教育・保育の無償化に関する事。
- (37) 保育所の給食の栄養管理に関する事。
- (38) 保育所入所措置に関する事。
- (39) 放課後児童健全育成事業に関する事。
- (40) 逗子市放課後児童クラブ条例(平成23年逗子市条例第27号)により設置された放課後児童クラブ(以下「放課後児童クラブ」という。)の運営に関する事。
- (41) 放課後児童クラブの利用決定に関する事。
- (42) 私立幼稚園の支援に関する事。

- (43) 逗子市保育所条例(昭和27年逗子市条例第6号)により設置された保育所(以下「保育所」という。)の入所児童の保育に関すること。
- (44) 保育所の入所児童の保護者との相談及び連絡に関すること。
- (45) 地域の乳幼児の育児等の相談及び支援に関すること。
- (46) 世代間交流に関すること。
- (47) その他保育所の運営管理に関すること。
- (48) こどもの発達に係る相談、支援、指導等療育に関すること。
- (49) こども発達支援センターの維持管理に関すること。
- (50) こども発達支援センターに係る文書の收受及び発送に関すること。
- (51) その他こども発達支援センターの運営に関すること。

- (43) 逗子市保育所条例(昭和27年逗子市条例第6号)により設置された保育所(以下「保育所」という。)の入所児童の保育に関すること。
- (44) 保育所の入所児童の保護者との相談及び連絡に関すること。
- (45) 地域の乳幼児の育児等の相談及び支援に関すること。
- (46) 世代間交流に関すること。
- (47) その他保育所の運営管理に関すること。
- (48) こどもの発達に係る相談、支援、指導等療育に関すること。
- (49) こども発達支援センターの維持管理に関すること。
- (50) こども発達支援センターに係る文書の收受及び発送に関すること。
- (51) その他こども発達支援センターの運営に関すること。

別表第2(第2条関係)

補助執行させる職員	事務の区分
市民協働部に属する職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 文化・芸術の振興及び支援に関すること。</li> <li>(2) 文化振興基本計画に関すること。</li> <li>(3) 逗子市文化振興基本計画調査・評価委員会に関すること。</li> <li>(4) スポーツ(学校における体育に関することを除く。)の推進及び支援に関すること。</li> <li>(5) スポーツ推進計画に関すること。</li> </ul>

別表第2 (略)

	<p>(6) スポーツ推進審議会に関すること。</p> <p>(7) スポーツ推進委員に関すること。</p> <p>(8) スポーツ(学校における体育に関するものを除く。)に関する調査・研究及び情報提供に関すること。</p> <p>(9) スポーツ(学校における体育及び有料の公園施設に関するものを除く。)施設の整備及び維持管理に関すること。</p> <p>(10) 市立体育館の整備及び維持管理に関すること。</p> <p>(11) 市立体育館の指定管理に関すること。</p>	
環境都市部に属する職員	<p>スポーツ(有料の公園施設に関するものに限り。)施設の整備及び維持管理に関すること。</p>	

議案第6号

逗子市立学校の教員の業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について

逗子市立学校の教員の業務量管理及び健康確保措置に係る目標、具体的な計画を示す、逗子市立学校の教員の業務量管理・健康確保措置実施計画(案)について、ご意見を承りたい。

令和8年3月25日提出

逗子市教育委員会  
教育長 大河内 誠

(案)

逗子市立学校の教員の  
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月

逗子市教育委員会

## 目 次

1	計画の趣旨	1
2	目標	2
3	計画の期間	2
4	実施する業務量管理・健康確保措置の内容	2
5	関連する取組、今後のフォローアップについて	5

## 1 計画の趣旨、現状

逗子市教育委員会は、令和2年4月に改訂された「神奈川の教員の働き方改革に関する指針」（以下「県指針」という。）に基づき、「学校における日々の業務を見直し、整理及び改善を行うことで、教職員が、授業づくりをはじめ児童・生徒に関わる業務に専念する時間を確保するとともに、一人ひとりが適正な休憩や休養をとり、心身ともに健康で充実した生活を送ることで、ゆとりをもって児童・生徒への指導・支援を行う」ことを目的に、働き方改革の取組みを進めてきました。令和7年3月に県指針が改訂され、加えて、同年6月に改正された「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（以下「改正給特法」という。）において、教員の働き方改革の推進に向けて、服務監督権者である各教育委員会に「業務量管理・健康確保措置実施計画」（以下「実施計画」という。）の策定が義務付けられました。令和8年4月から施行されることを受け、逗子市立学校における働き方改革の実効性を高め、取組みを加速化させるために、本計画を策定するものです。

なお、計画の策定にあたっては、国や県から示された「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」に即して、国や県の参考例に沿って本市の実状も踏まえながら、「逗子市立学校の教員の業務量管理・健康確保措置実施計画」を定めるものとします。

## 2 目標

### 長時間勤務の是正

在校等時間の把握を徹底し、時間外在校等時間を縮減します。

時間外在校等時間	月 45 時間超の教員の割合	0 %
	年 360 時間超の教員の割合	0 %

**ウェルビーイングの向上** \*ウェルビーイング：身体的、精神的、社会的に良い状態にあること。

働きやすさと働きがいの両立を目指します。

「現在の職場を働きやすい職場」と感じている教員の割合	80%以上
「仕事にやりがいがある」と感じている教員の割合	80%以上

※ これらは県指針においても、県・市町村教育委員会共通の目標として設定しているものです。

## 3 計画の期間

令和8年度から11年度までの4年とします。

ただし、令和9年度までを「重点改革期間」に設定し、目標の早期達成を目指します。

## 4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本計画では、国が示す「学校と教師の業務の3分類」（別紙）を踏まえ、本市の実情に応じて、位置付けを整理した上で、優先的に見直す業務や適正化を図るべき業務を定めています。

### (1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

#### ア 学校以外が担うべき業務

(ア) 校外の見回り、児童・生徒が補導等された時の対応

- 放課後、特に勤務時間外における校外の見回りについては、児童・生徒の状況に関し緊急の措置が必要な特別の場合、地域・他校との関係上必要と考えられる場合を除き、学校による対応は原則行わないこととします。
- 児童・生徒が補導等された時の対応については、保護者が第一義的責任を有することを踏まえた上で、児童・生徒の状況に関し緊急の措置が必要な特別の場合を除き、学校による対応は行わないこととします。

(イ) 学校徴収金等の徴収・管理

- 給食費の徴収・管理については、令和10年度の公会計化に向けた準備を進めます。その他の学校徴収金に係る徴収・管理業務については、市費により、教職員庶務補助員を配置し実施します。

(ウ) 保護者・地域等からの過剰な苦情や不当な要求等、学校では対応が困難な事案への対応

- 県教育委員会に配置されているスクールロイヤー等を活用し、学校現場で発生する諸課題に対して、学校が法的側面からの助言を得られるよう支援します。

- 勤務時間外における保護者・地域からの相談等を低減するため、自動音声応答により、教員の負担軽減を図ります。

## **イ 教員以外が積極的に参画すべき業務**

### (ア) 調査・統計等への回答

- 調査内容を毎年度精査し、調査回数の縮減や回答方法の工夫、デジタル技術の活用などによる更なる負担軽減を図るとともに、教員以外でも対応可能な業務について、教職員庶務補助員・スクールサポートスタッフの活用をすすめます。

### (イ) ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理

- ICTに係る技術や知識の有無に関わらず日常的に機器や設備を保守・管理できるよう、システム改修等による負担軽減を検討していきます。
- 児童・生徒アカウント等の管理の負担軽減を図るため、教職員庶務補助員・スクールサポートスタッフによる管理も可能な体制を引き続き継続します。

### (ウ) 児童・生徒の休み時間における安全への配慮

- 児童・生徒の休み時間における安全への配慮について、学級担任等の特定の教員のみが対応するのではなく、教員以外の人材等による見守りを行うなど、学校と地域の連携・協働による支援を検討していきます。

### (エ) 校内清掃

- 教員は児童・生徒が行う教室等の清掃指導を行うこととし、その役割を超える業務について、教員以外の人材等による清掃を行うなど、学校と地域の連携・協働及び市の予算による支援を促進します。

### (オ) 部活動

- 活動時間は市のガイドラインに基づき、平日の活動は週4日以内、活動時間は2時間程度、大会期間を除いた土日の活動は、どちらか1日3時間程度とし、週当たりの活動時間は11時間程度の範囲内とすることとします。
- 部活動の地域展開を進めていくための検討を継続します。
- 令和7年12月に国から示された改定ガイドラインの趣旨等も踏まえ、部活動や部活動顧問の在り方について、検討します。
- 大会運営業務に携わる教員の負担軽減に向けて、中体連等と協議していきます。

## **ウ 教員の業務だが、負担軽減を促進すべき業務**

### (ア) 授業準備

- ICTの活用を進めるとともに、同僚チームによる授業準備や教材の共有等の機会をつくったり、必要に応じて指導主事による技術支援を行います。

- (イ) 学習評価や成績処理
  - 統合型校務支援システムの活用を促進し、児童・生徒情報等のデータ入力の効率化の継続をします。
- (ウ) 学校行事の準備・運営
  - 児童・生徒の成長に必要な行事に精選し、準備・運営に当たっては、児童・生徒の安全確保など、コミュニティ・スクール等を活用し、地域と連携した運営を進めます。
- (エ) 支援が必要な児童・生徒・家庭への対応
  - スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを活用し、教職員と連携・協働した効果的な支援体制を構築します。
  - 不登校の児童・生徒への指導・支援について、教育支援センターや校内支援教室と連携した効果的な支援体制を構築します。
  - 外国につながるのある児童生徒への支援について、地域人材等との連携を進めます。

## (2) 学校における措置の推進

学校における働き方改革の取組の実効性を高めるためには、「働きやすさ」と「働きがい」の両立が重要です。

時間外在校等時間の縮減に向けた方策として、児童・生徒や学校の実情を踏まえた、教育活動の重点化、業務の廃止も含めた精選を行うことや、教職員相互、教職員と保護者等との信頼関係の構築なども含めた学校マネジメントの実現を目指します。

- 教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出する観点から、必要に応じて教育課程の見直しを行います。
- 授業時数の見直しと併せて、始業前や放課後に行われる児童・生徒の活動時間（補習及び部活動を含む。）の設定を見直すなどの工夫を行います。
- 組織的な授業改善を進めるとともに、教材の共通化を進めるなど、教員個人の負担軽減を進めます。
- 職務経験が少ない教員に対する指導教員の役割を明確にし、助言や支援を得られやすい体制を継続します。
- 学校行事については、それぞれの教育的価値を踏まえ、精選又は統合し、保護者や地域等と連携した運営を進めます。
- 学校評価の結果に基づき学校運営の改善を図るに当たっては、管理職や総括教諭が働き方改革の視点を持ち、改善策を講じます。
- 職員会議など、各種会議について見直し、縮減や合理化を徹底します。
- 学校運営協議会における協議等を通じて、「業務の3分類」や本計画に対する保護者や地域の理解促進を図ります。

### (3) 教員の健康及び福祉の確保に関する取組

教員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組みます。

- すべての小・中学校でストレスチェックの年2回実施を継続するとともに、必要に応じて健康相談の機会を設けます。
- 年次休暇の取得促進や学校閉庁日の設定など、これまで行ってきた取組を引き続き進めます。
- 学校現場の実情を踏まえ、柔軟な働き方を推進するための環境整備について検討します。

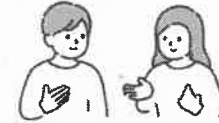
## 5 関連する取組み、今後のフォローアップについて

- 取組みを着実に実行するため、毎年度、計画の実施状況を公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告します。
- 保護者、地域に本計画の内容等を周知し、理解と協力を促します。
- 学校における働き方改革の取組みに対して、必要に応じて伴走支援を行います。
- 教員一人ひとりの働き方改革への意識醸成を図るため、研修を充実します。
- 勤務時間管理システムを活用し、客観的勤務時間の把握を徹底するとともに、時間外在校等時間が規則上限を超えた場合に、学校長より該当職員に対して個別に注意喚起等を行います。
- 学校と保護者との間の迅速な連絡・情報共有を図るため、学校・家庭連絡システムを引き続き活用します。
- 教員を対象とした働き方改革に係る意識調査の実施により、当事者である教員の意見や要望などを把握し、実効性ある取組みの検討を進めます。
- 教員不足の解消に向け、優れた人材を確保・育成するため、臨時的任用職員募集の周知や教員研修の充実を図ります。

# 学校と教師の業務の3分類

- 教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、服務監督教育委員会は、これらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「業務量管理・健康確保措置実施計画」に反映。
- 学校は、学校運営協議会等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。これらの代表例のほか、地域・学校ごとの議論を踏まえて、業務を不断に見直すことが必要。

まず取り組めること・  
取り組むべきことは何か、  
話し合うことが大切です。



## 学校以外が担うべき業務

- 1 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
- 2 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
- 3 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
- 4 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
- 5 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

※朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かり活動を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築

## 教師以外が積極的に参画すべき業務

- 6 調査・統計等への回答 | 学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施
- 7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 | 学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画
- 8 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 | 教育委員会と連携を図りながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委託も積極的に検討
- 9 学校プールや体育館等の施設・設備の管理 | 教師は授業等に付随して行う日常点検を担い、外部委託等も積極的に検討
- 10 校舎の開錠・施錠 | 副校長・教頭に固定せず、機械警備、役割分担の見直し等を促進
- 11 児童生徒の休み時間における安全への配慮 | 地域住民等の支援や、輪番等を促進
- 12 校内清掃 | 児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進
- 13 部活動 | 部活動の地域展開・地域連携を推進

※ 専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関が積極的に参画

## 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- 14 給食の時間における対応 | 食に関する指導については、栄養教諭等が対応
- 15 授業準備 | 教材の印刷など補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の活用を促進
- 16 学習評価や成績処理 | 採点作業等のうち補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進
- 17 学校行事の準備・運営 | 関係機関との日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討
- 18 進路指導の準備 | 就職先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進
- 19 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 | 専門スタッフとの協働等を促進

## 逗子市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の概要

### ◇ 新設の趣旨

令和8年4月から全国の自治体で開始される「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」について、事業者を乳児等のための支援給付の対象施設（公定価格に基づく支払い対象施設）とする場合の、運営に関する基準(※)について定めるものです。

※ 基準の例：利用定員、サービス提供の記録、相談体制の整備、虐待等の禁止、秘密保持など

### ◇ 制定内容

市が条例で基準を定めるにあたっては、利用定員や利用料の支払方法などは国が定める基準（「特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号）」）。以下、「国基準」と言います。）に従うこととされ、保育園等の連携体制やサービス提供記録の項目などについては、国基準を参酌することとされています。

ただし、国基準は制度の基本理念に即したものであることから、市の暴力団排除規定を追加した上で、その他の基準は国基準と同様（内閣府令を引用）とするものです。

### ◇ 施行日

令和8年4月1日

### 【参考1】

#### 「逗子市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」との関係性

条例名	逗子市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	逗子市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例（案）
目的	「こども誰でも通園制度」を実施するにあたり、市町村が認可をするための、事業者として整えるべき事項を定めるもの。	「こども誰でも通園制度」の認可を受けた事業者のうち、給付費の支払い受ける事業者として市町村が確認をするための、整えるべき事項を定めるもの。
根拠法令	児童福祉法	子ども・子育て支援法
参照基準	乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）	特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号）
基準の公布日	令和7年1月14日公布	令和7年11月13日公布
主な基準内容	安全計画、衛生管理、食事の提供、職員配置、設備の基準など	利用定員、面談の実施、保育園等との連携、提供サービスの記録、事業者から利用者への請求方法、運営規程の策定、勤務体制の確保
条例の公布日	令和7年12月15日公布	



## 【参考2】

### 「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」の概要

- ・目的：こどもの良質な生育環境の整備、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援強化
- ・根拠法令：児童福祉法、子ども・子育て支援法
- ・対象者：保育所等に通っていない0歳6か月～満3歳未満
- ・利用方法：保育所等に月10時間まで保育要件に関わらず預けることができる
- ・利用料金：標準300円／1時間（実施園が設定）
- ・実施事業所：保育園、幼稚園、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、認可外保育所ほか
- ・認可、確認主体：市
- ・開始時期：令和8年4月から全自治体で実施（先行開始市町村あり。横浜市、横須賀市R7.10～）
- ・給付単価：0歳児：1,700円／1時間、1歳児：1,400円／1時間、2歳児1,400円／1時間
- ・負担割合：支援納付金1／2、国1／4、県1／8、市1／8

○特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準

(令和七年十一月十三日)

(内閣府令第九十五号)

子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第五十四条の三において準用する同法第四十六条第三項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を次のように定める。

特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第一節 利用定員に関する基準(第三条)

第二節 運営に関する基準(第四条―第三十二条)

第三章 雑則(第三十三条)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 特定乳児等通園支援事業(特定乳児等通園支援(子ども・子育て支援法(以下「法」という。)第三十条の二十第一項に規定する特定乳児等通園支援をいう。以下同じ。)を行う事業をいう。以下同じ。)に係る法第五十四条の三において準用する法第四十六条第三項の内閣府令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

一 法第五十四条の三において準用する法第四十六条第二項の規定により、同条第三項第一号に掲げる事項について市町村(特別区を含む。以下同じ。)が条例を定めるに当たって従うべき基準 第三条の規定による基準

二 法第五十四条の三において準用する法第四十六条第二項の規定により、同条第三項第二号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準 第四条から第六条まで、第十二条、第十四条、第二十三条から第二十五条まで及び第三十条の規定による基準

三 法第五十四条の三において準用する法第四十六条第二項の規定により、同条第三項各号に掲げる事項以外の事項について市町村が条例を定めるに当たって参酌すべき基準 この府令に定める基準のうち、前二号に定める規定による基準以外のもの

(一般原則)

第二条 特定乳児等通園支援事業者(法第五十四条の三に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。)は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子ども(法第三十条の十四に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。)の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、特定教育・保育施設等(法第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設及び法第二十九条第一項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。)、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所(以下「特定乳児等通園支援事業所」という。)の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第二章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第一節 利用定員に関する基準

第三条 特定乳児等通園支援事業者は、一時間当たりの利用定員(法第五十四条の二第一項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。)を定めるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども(法第三十条の十六に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。)が当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して一月当たりの利用定員を定めるものとする。

第二節 運営に関する基準

(面談)

第四条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況及び当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談(映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。)を行わなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第十九条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第十二条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、第一項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。  
(正当な理由のない提供拒否の禁止)

第五条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者(法第三十条の十五第三項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。)から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。  
(あっせん及び要請に対する協力)

第六条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第五十四条の三において準用する法第五十四条第一項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。  
(乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認)

第七条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第三十条の十五第三項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則(平成二十六年内閣府令第四十四号)第二十八条の二十四各号に掲げる事項を確認するものとする。  
(乳児等支援給付認定の申請に係る援助)

第八条 特定乳児等通園支援事業者は、法第三十条の十五第一項の認定(以下この条において「乳児等支援給付認定」という。)を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必

要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第九条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等(法第五十六条第一項に規定する教育・保育等をいう。)の利用の状況の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第十条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される法第二十七条第一項に規定する特定教育・保育及び法第二十九条第一項に規定する特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

(特定乳児等通園支援の提供の記録)

第十一条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(支払)

第十二条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領(法第三十条の二十第五項(法第三十条の二十一第三項において準用する場合を含む。))の規定により市町村が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。)を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額(法第三十条の二十第三項に規定する額をいう。次項において同じ。)の支払を受けるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

- 一 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用
  - 二 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用
  - 三 食事の提供に要する費用
  - 四 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
  - 五 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であつて、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、前三項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。
- 5 特定乳児等通園支援事業者は、第二項及び第三項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第三項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(乳児等支援給付費の額に係る通知等)

第十三条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

第十四条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和二十三年厚生省令第六十三号)第三十五条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業(児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第六条の三第二十三項に規定する乳児等通園支援事業をいう。)の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する評価等)

第十五条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第十六条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第十七条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(乳児等支援給付認定保護者に関する市町村への通知)

第十八条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(運営規程)

第十九条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(第二十二条において「運営規程」という。)を定めておかななければならない。

- 一 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- 二 その提供する特定乳児等通園支援の内容
- 三 職員の職種、員数及び職務の内容
- 四 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- 五 第十二条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- 六 第三条第一項の規定により定める一時間当たりの利用定員
- 七 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項

八 緊急時等における対応方法

九 非常災害対策

十 虐待の防止のための措置に関する事項

十一 その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項  
(勤務体制の確保等)

第二十条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第二十一条 特定乳児等通園支援事業者は、第三条第一項の規定により定める一時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

(掲示等)

第二十二条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第十二条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)により公衆の閲覧に供しなければならない。

(乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第二十三条 特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第十二条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第二十四条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第三十三条の十第一項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの

心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(秘密保持等)

第二十五条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかななければならない。

(情報の提供等)

第二十六条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第二十七条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業(法第五十九条第一号に規定する事業をいう。)その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者(次項において「利用者支援事業者等」という。)、教育・保育施設、地域型保育事業者(地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。)若しくは乳児等通園支援事業者(乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。)又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

第二十八条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児

等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族(以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。)からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第三十条の十三において準用する法第十四条第一項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 5 特定乳児等通園支援事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第二十九条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第三十条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- 一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
  - 二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
  - 三 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。
- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村及び当該乳児等支援給付認定子ども

の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第三十一条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第三十二条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。
  - 一 第十四条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画
  - 二 第十一条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録
  - 三 第十八条の規定による市町村への通知に係る記録
  - 四 第二十八条第二項に規定する苦情の内容等の記録
  - 五 第三十条第三項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

### 第三章 雑則

(電磁的記録等)

第三十三条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この府令の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)により行うことができる。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、この府令の規定による書面等の交付又は提出については、

当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第四項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

二 電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、第二項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一 第二項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があった

ときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第二項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

- 6 第二項から第五項までの規定は、この府令の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第二項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)」とあるのは「書面等による同意」と、「第四項」とあるのは「第六項において準用する第四項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第三項中「前項各号」とあるのは「第六項において準用する前項各号」と、第四項中「第二項」とあるのは「第六項において準用する第二項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第一号中「第二項各号」とあるのは「第六項において準用する第二項各号」と、第五項中「前項」とあるのは「第六項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第二項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この府令の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この府令は、令和八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 この府令の公布の日から令和八年三月三十一日までの間においては、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律(令和六年法律第四十七号)第一条の規定(同法附則第一条第五号イに掲げる改正規定に限る。)による改正後の法第五十四条の三において準用する法第四十六条第二項の規定に基づく市町村の条例が制定施行されるまでの間は、この府令に規定する基準は、当該市町村が同項の規定に基づき条例で定める基準とみなすことができる。

# こども<sup>☆☆</sup>誰<sup>Q</sup>でも<sup>☆☆</sup> 通園制度

## こども誰でも通園制度とは？

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、  
全ての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらず  
形での支援を強化するため創設された新たな通園制度です。

### 対象者

- ・ 保育所等に通っていない

0歳6ヶ月～満3歳未満が対象

### 利用方法

- ・ 月10時間の枠内で

時間単位で柔軟に利用可能



※利用時間は、市町村により異なる場合があります。詳細についてはお住まいの市区町村にお問い合わせください。

## こども誰でも通園制度を利用すると……

### こどもにとって

- ・家庭とは異なる経験や、地域に初めて出て行って**家族以外の人と関わる機会**が得られます
- ・こどもに対する関わりや遊びなどについて専門的な理解を持つ人がいる場での経験を通じて、**ものや人への興味や関心が広がり、成長していく**ことができます
- ・**年齢の近いこどもとの関わり**により、社会情緒的な発達を支えるなど**成長発達に資する豊かな経験**をもたらします

### 保護者にとって

- ・**地域の様々な社会的資源（子育て支援等）につながる契機**となり、これにより様々な情報や人とのつながりが広がり、**保護者が子育てにおいてこうした社会的資源を活用しやすくなります**
- ・専門的な知識や技術を持つ人と関わることにより、ほっとできたり、**孤立感、不安感等の解消**につながったりするとともに、月に一定時間でも、こどもと離れ時間を過ごすことで、**育児に関する負担感の軽減**につながります

#### 一時預かりとの違い

一時預かり事業が、「保護者の立場からの必要性」に対応するものであるのに対して、こども誰でも通園制度は、保護者のために「預かる」ものではなく、家庭にいただけでは得られない様々な経験を通じて、こどもが成長していくように、こどもの育ちを応援することが主な目的です。

制度の詳細については、「こども誰でも通園制度の実施に関する手引」をご確認ください。

→ [こども誰でも通園制度について](#) | こども家庭庁

## 利用の方法について

申請方法は市町村ごとに異なります。詳しくはお住いの市町村にお問い合わせください。

利用者による申請

市町村による認定

決定通知受理

事前面談予約

事前面談

施設の利用

事業所内で実施

事業所との事前面談の予約はシステムで行うことが可能です。

令和7年度

逗子市

スポーツ功労者表彰

日時：令和8年3月7日(土) 午後3時

場所：逗子市立体育館（サブアリーナ）

=====  
式 次 第  
=====

開 式

表 彰

あ い さ つ

閉 式

 逗子市教育委員会

# 被表彰者の役職及び功績概要

(順不同、敬称略)

## 樋掛 勝巳

○役職 ・逗子水泳協会 理事長

○功績の概要

平成 23 年から逗子水泳協会理事、平成 29 年から逗子水泳協会副会長、令和 5 年から逗子水泳協会理事長を歴任され、逗子市における水泳の普及・推進、発展に貢献されました。

## 宮崎 和治

○役職 ・逗子バドミントン協会 理事

○功績の概要

平成 19 年から逗子バドミントン協会理事、平成 30 年から公益財団法人逗子市スポーツ協会評議員を歴任され、バドミントン教室の指導者を務められる等、逗子市におけるバドミンの普及・推進、発展に貢献されました。

## 清水 勲

○役職 ・池子体育会 理事

○功績の概要

平成 15 年から池子体育会理事、池子駅伝監督、平成 30 年から逗子市スポーツ推進委員協議会常任委員を歴任され、逗子市における地域スポーツの普及・推進、組織運営に貢献されました。

## 清水 勝男

○役職 ・逗子市レクリエーション協会 会長

・逗子市グラウンド・ゴルフ協会 会長

・逗子ホットギスグラウンド・ゴルフ同好会 会長

・神奈川県レクリエーション協会 理事

○功績の概要

平成 31 年から逗子ホットギスグラウンド・ゴルフ同好会会長、逗子市グラウンド・ゴルフ協会会長、逗子市レクリエーション協会会長、令和元年から神奈川県レクリエーション協会理事等、数々の役職を歴任され、逗子市におけるスポーツの普及・推進、組織運営に貢献されました。

# 第52回 逗子市 スポーツ人の集い

と き 令和8年3月7日(土)  
表彰式 15時  
講演会 16時  
懇親会 17時30分

と ころ 逗子アリーナ サブアリーナ

主 催 公益財団法人逗子市スポーツ協会  
(Zushi Amateur Sports Association)

## 懇親会式次第

開	会
会長あいさつ	
乾	杯
懇	談
用	会

## 令和7年度 被表彰者(敬称略・順不同)

### 公益財団法人逗子市スポーツ協会功労者表彰(2名)

☆小林朝子

表彰事由 \*長年にわたり、逗子市ソフトテニス協会の役員を務め、協会の発展に尽力し、ソフトテニスの振興に貢献した。

☆本屋啓一

表彰事由 \*長年にわたり、小坪体育協会の役員を務め、協会の発展に尽力し、地域スポーツの振興に貢献した。

### 公益財団法人逗子市スポーツ協会優秀選手表彰(18名)

☆小野淑美(逗子バドミントン協会)

表彰事由 \*第42回全日本シニアバドミントン選手権大会65歳以上女子シングルス出場

☆並木茂子(逗子バドミントン協会)

表彰事由 \*第20回全日本レディースバドミントン競技大会ダブルス70歳以上の部 第3位

☆細金澄晴(逗子レスリング協会)

表彰事由 \*第42回全国少年少女レスリング選手権大会男子の部3年生22kg級 第3位

☆志水陽彩(逗子レスリング協会)

表彰事由 \*第42回全国少年少女レスリング選手権大会女子の部3年生26kg級 第3位

☆志水陽向(逗子レスリング協会)

表彰事由 \*第42回全国少年少女レスリング選手権大会男子の部6年生30kg級 第3位

☆石渡惟楓(逗子レスリング協会)

表彰事由 \*第42回全国少年少女レスリング選手権大会男子の部6年生36kg級 第2位

☆斉藤雄仁(逗子レスリング協会)

表彰事由 \*第30回全国少年少女選抜レスリング選手権大会男子の部4年生46kg級 第3位

☆大屋礼志(逗子レスリング協会)

表彰事由 \*第30回全国少年少女選抜レスリング選手権大会男子の部5年生55kg級 第3位

☆安斉奏(逗子レスリング協会)

表彰事由 \*第30回全国少年少女選抜レスリング選手権大会女子の部5年生44kg級 第3位

☆西久保涼子

表彰事由 \*ISAパラサーフィン世界選手権大会VI-2(部分盲視覚障がい)WOMENの部出場

☆新谷英人

表彰事由 \*IBKO第16回全日本空手道選手権大会小学2年男子上級出場

☆新谷泰知

表彰事由 \*IBKO第16回全日本空手道選手権大会小学6年男子上級43kg未満の部出場

☆後藤亨

後藤章子

表彰事由 \*フレスコボールワールドカップ2025ミックスカテゴリー 優勝

☆大 西 凜 駿

表彰事由 \*第4回アジア空道選手権大会男子230以下 優勝

☆石 原 寛 大

表彰事由 \*第79回全日本学生体操競技選手権大会出場

☆山 田 美 依

表彰事由 \*2025 ジュニアユースウインドサーフィン選手権中学生クラス女子 第2位

☆秋 田 ふ み

表彰事由 \*2025 ジュニアユースウインドサーフィン選手権中学生クラス女子 第3位

☆小 西 陽 人

表彰事由 \*第24回ウインドサーフィン全日本 WAVE 選手権 ALL JAPAN WAVE CLASSIC 2025  
アマ/スペシャルクラス 優勝

### 逗子市競技連盟優秀選手表彰(12名)

☆鏡 島 恵 (逗子水泳協会)

表彰事由 \*第14回かながわスポーツマスターズ水泳競技大会60-64クラス男子50m平泳ぎ 第3位

☆白 田 せ ら (逗子水泳協会)

表彰事由 \*第35回神奈川県学童学年別水泳競技大会女子50m背泳ぎ5年生区分 第2位

☆浜 田 豊 (逗子市ソフトテニス協会)

表彰事由 \*神奈川県ソフトテニス選手権大会シニア男子65の部 優勝

☆小 島 容 子 (逗子市ソフトテニス協会)

表彰事由 \*神奈川県ソフトテニス選手権大会女子45の部 優勝

☆安 齊 彩 (逗子レスリング協会)

表彰事由 \*第33回神奈川県少年少女レスリング選手権大会年少年中18~22kg級 優勝

☆吉 田 陽 弘 (逗子レスリング協会)

表彰事由 \*第33回神奈川県少年少女レスリング選手権大会小学5・6年生35~36kg級 優勝

☆石 渡 惟 織 (逗子レスリング協会)

表彰事由 \*第39回東日本少年少女レスリング選手権大会男子4年生30kg級 優勝

☆奥 田 晴 日 (逗子レスリング協会)

表彰事由 \*第39回東日本少年少女レスリング選手権大会男子5年生36kg級 第3位

☆村 上 桔 平 (逗子レスリング協会)

表彰事由 \*第2回東日本少年少女レスリング選抜大会年少19~22kg級 優勝

☆大 屋 志 乃 (逗子レスリング協会)

表彰事由 \*第2回東日本少年少女レスリング選抜大会年中年長25~30kg級 優勝

☆浅 野 穂 月 (逗子レスリング協会)

表彰事由 \*第2回東日本少年少女レスリング選抜大会小学1年生23~24kg級 優勝

☆山 崎 芽 生

表彰事由 \*第31回神奈川県少年少女空手道選手権大会小学5年生組手の部 優勝

## 令和7年度 スポーツ関係表彰受賞者

☆スポーツ推進委員功労者表彰受賞	福本 藤彦			
☆関東スポーツ推進委員協議会表彰受賞	笠原 恵子			
☆神奈川県スポーツ功労者表彰受賞	小池 周子	石黒 久美江		
☆神奈川県スポーツ推進委員連合会表彰受賞	野崎 真生	浅川 尊美	高田 次郎	
	宮澤 久美	吉井 浩		

## 令和7年度 公益財団法人逗子市スポーツ協会賛助会員ご芳名

スポーツ振興及び協会運営のためにご援助いただく賛助会員に、ご賛同いただきました方々をご紹介します。

敬称略・申込順 令和8年2月25日現在

### 【団体会員】

(株) ワコーインターナショナル	逗子市商工会	(有) 三和保険事務所
(株) SKサービス	(社福) 逗子市社会福祉協議会	エクスプロージョン合同会社
(株) サンエーサンクス		

### 【個人会員】

東 弘之	長 沢 泰子	加 藤 克江	石母田 澄江	青 山 文子
神 戸 幹雄	笠 原 恵子	峯 尾 尚子	鏡 島 恵	松 岡 俊一
石 真一	小 林 壽志	山 口 勝	松 井 弘喜	柳 下 隆良
鹿 嶋 邦彦	水 野 千春	北 島 惇夫	石 渡 真澄	芳 垣 健夫
中 川 晴美	鈴 木 雅人			

## 令和7年度 公益財団法人逗子市スポーツ協会公益目的事業寄附者ご芳名

公益目的事業実施にあたり、ご寄附をいただきました方々をご紹介します。

敬称略・申込順 令和8年2月25日現在

### 【団体】

Z I A

### 【個人】

森 頼 幸	森 環	山 野 涼子	北 島 惇夫
反 田 由佳理	神 戸 幹雄	鈴 木 雅人	匿名者4名

## お楽しみ給食（ 逗子中学校、久木中学校、沼間中学校 ）

令和8年3月6日(金)実施分



献立内容 （ ★印は「お楽しみ給食」として提供した部分 ）

湘南とんのかつカレーライス （ ★湘南豚(ブランド豚) ）

アスパラガスとコーンのサラダ （ ★アスパラガス ）

クレープ(ブルーベリー) （ ★クレープ ）

みかんジュース （ ★みかんジュース ）

1食単価 … 672円（ 通常時の1食単価理論値402円 ）